



意匠の国際登録のハーグシステムに関するワーキンググループ会合参加報告

1. はじめに

意匠の国際登録のハーグシステムに関するワーキンググループ（ハーグWG）の第14回の会合が2025年10月6日から8日にかけての3日間の日程でジュネーブにて開催されました。

ジュネーブは、スイス西部に位置するジュネーブ州の州都（人口20万人程）であり、国際連合の欧州本部や国際機関が所在するスイス第2の都市です。

ハーグWGは、毎年、ジュネーブにある国際事務局（WIPO）にて開催されており、本年は第14回の会合が開催されました。

第14回の会合では、主に、昨年開催の第13回の会合において決着に至らなかった議題について継続的な議論が行われました。

本稿では、第13回の会合において日本弁理士会（JPA）からの派遣者として現地参加をした林弁理士と長尾弁理士が第14回の会合の概略をご紹介します。

2. ハーグWG

ハーグWGは、意匠の国際登録制度（ハーグ制度）に関して、ユーザーフレンドリーな制度づくりを目的として、ハーグ協定締約国の官庁、ハーグ協定非締約国の官庁、国際非政府機関等が集って議論をし、世界全体の枠組みを決めていく場です。

毎回、会合の初めに議題の採択と議長の選任が行われ、議題に沿って、発言を希望する参加者に対して議長が発言権を与えるかたちで議論が進行します。

ハーグ制度に対する立場や考え方が近い国や地域が集まってグループを形成し、グルー

プ内でまとめた意見を代表者が発言することもあります。

締約国毎に意匠制度やデータシステム等のハーフ面の事情が異なるため、ハーグ制度を変更することは容易ではありません。

JPAは、一般社団法人日本知的財産協会（JIPA）と共にオブザーバーとして参加し、日本のユーザーの意見を世界に向けて発信しています。

3. 第14回ハーグWGの議題

第14回ハーグWGでは、以下の議題について議論がなされました。

- ・優先権証明書（WIPO DAS利用の促進等）
- ・単一クラス要件の撤廃（マルチクラス出願の導入）
- ・図面要件（3D形式を含む様々な形式の複製物の受け入れ）
- ・手数料体系の変更
- ・ブラジル提案（序通知の方法）
- ・新言語の導入

※各議題の詳細については、ハーグWGの作業文書¹をご参照ください。

いずれの議題についても、今回の会合で決着に至ったものではなく、議論は次回以降に持ち越しとなりました。

ここでは、議題の一つである「マルチクラス出願」についてご紹介します。

マルチクラス出願とは、異なるロカルノ分類（ロカルノ協定に基づく意匠の国際分類）に属する複数の意匠を一つの国際出願に含め

1 https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=85390

ることをいいます。現行のハーグ制度では、一つの国際出願に最大100までの意匠を含めることができます。同一のロカルノ分類に属する意匠に限られています。

因みに、欧州では、2025年5月1日に施行開始された改正規則²により、既にマルチクラス出願が可能となっています（一つの出願に含めることのできる意匠の上限数は50に制限されています）。

仮に、ハーグ制度においてマルチクラス出願が認められると、例えば、画像として表示される操作ボタンやアイコン等のグラフィカルユーザーインターフェース（GUI）に関する画像の意匠とそのGUIを表示する電子機器の意匠とをまとめて一つの国際出願に含めることができるようになり、ユーザーにとっては、出願件数を減らすことで出願手数料を節約できるというメリットがあると考えられます。

他方で、国内法がマルチクラス出願を認めていない国・地域（日本のように、国内段階において意匠毎に出願が分かれるといった制度を有する国・地域は除く）を指定国とする国際出願については、国内段階において出願の分割が必要となると考えられ、出願時のコストメリットを十分に享受することができない点に留意する必要があります。

加えて、現行のハーグ制度では、国内段階で出願を分割すると、分割出願については国際登録との紐づけがなくなるため、分割出願に係る意匠については国際登録による一元管理ができないという点にも留意する必要があります。

また、異なるロカルノ分類に属する様々な意匠が一つの国際登録に含まれることにより、第三者にとっては、WIPOのデータベース（Global Design Database）における検索負担が増大するという懸念があります。

上記の内容を踏まえ、JPAAとしては、ハーグWGにおいて、出願方法の柔軟性の向上に繋がるマルチクラス出願の導入を歓迎しつ

つ、留意点及び懸念点に関してユーザー視点に立った意見を述べています。

マルチクラス出願やその他の議題について、ハーグ制度が今後どのように変化していくのか、ハーグWGの動向を引き続き注視していく必要があります。

4. おわりに

国際会議の場において、日本のユーザーの意見を述べたり、各国官庁や他国のユーザーの意見を聞くことは、とても貴重な経験になります。今後もこのような機会があれば参加していきたいと考えています。

因みに、ハーグWGの会合の様子は、録画されたものが「WIPO Webcast³」において視聴可能となっていますので、ご興味がお有りの方はご覧になってみてください。



（WIPOの外観）

2 https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202402822

3 <https://webcast.wipo.int/home>

筆者紹介

林 美和（はやし みわ）

2004年弁理士登録。1999年よりTMI総合法律事務所勤務。2013年日本弁理士会意匠委員会委員長。2009年～2012年同会副委員長。2013年～2025年同会委員。意匠・商標を専門とする。

長尾 優輝（ながお ゆうき）

2020年弁理士登録。2025年よりTMI総合法律事務所勤務。2022年～2024年日本弁理士会意匠委員会委員。2024年～2025年国際活動センター国際会議対応第2継続プロジェクトグループ（PG 2）メンバー。意匠・商標を専門とする。